

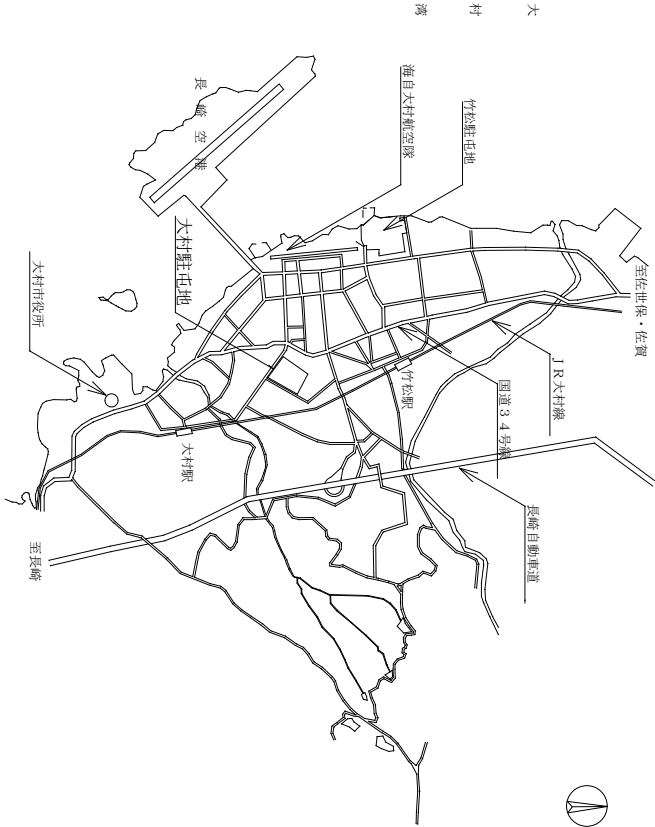
仕 様 書

- 1 工事件名 3号建物真空ポンプ取替工事
- 2 工事場所 長崎県大村市西乾馬場町4-1-6
- 3 概要 3号建物1階機械室内の真空ポンプ×1台取替
- 4 一般事項

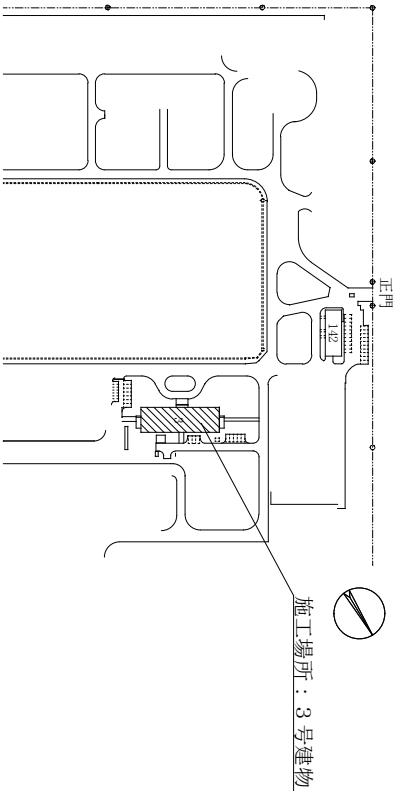
- (1) 本仕様書は、大村駐屯地で実施される「3号建物真空ポンプ取替工事」に摘要する。
 - (2) 本工事は、本仕様書によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）』
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）』
 - (3) 本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
 - (4) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
 - (5) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。
 - (6) 工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止する。
 - (7) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。
 - (8) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用する。
 - (9) 本工事により発生した発生材（金属屑類）は、官側指定の発生材報告書と共に監督官に引継ぎ、監督官の指示する場所（大村駐屯地内）に集積するものとする。また、金属屑類以外の発生材は請負者の負担において適正に処分するものとする。
 - (10) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに工事実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出する。
 - (11) 仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負業者の責任において実施するものとする。
 - (12) 本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出するものとする。
- 5 特記事項
- (1) 本工事において自衛隊側の電気・水道水を使用した場合、請負業者はその使用料を負担するものとする。
 - (2) 取替する機器については、下記の通り又は同等以上とする。

既設機器名	新設機器名	数 量
エベラ真空暖房ポンプ	真空式暖房ポンプ	1 台
荏原製作所製 No.1AC1K	前田鉄工所製 PZ-8S-1206	

- (3) ポンプ取替時に配管の向き等で配管工事が必要な場合は、本工事内で施工するものとする。
- (4) 取替工事完了後、試運転を実施し異常ないことを確実に確認するものとする。



大村駐屯地 案内図 S=1:1,300



大村駐屯地 配置図 S=1:1,300

工事件名 3号建物真空ポンプ取替工事			
図面名称 仕様書・案内図・配置図			
縮 尺	図示	作成年月日 4.7.19	図面番号 2 / 3
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班			